

# 越知町「がけくずれ」住家等防災対策事業について

この度、越知町「がけくずれ」住家等防災対策事業補助金交付要綱を制定しました。この事業は、県の補助事業に該当しない箇所（高さ5.0m未満）について、町の基準に該当すれば補助金の交付を受けることができるものです。

## 【越知町「がけくずれ」住家等防災対策事業の概要】

近年多く見られる局地的な豪雨や、地震等でがけ崩れ等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に他制度の採択要件に満たないがけ崩れ対策事業費を助成することにより、町民の身体、生命、財産を守り、安全を図ることを目的としています。

## 【補助対象者】

対象となる方は、越知町の住民基本台帳に記されており、納税等の町民としての義務を誠実に果たしている個人。

## 【対象となるがけ地】

他制度の採択要件に満たない下記のような防災工事を個人の方が行う場合、その経費の一部を補助します。

○傾斜角30度以上かつ高さ5.0m未満のがけ崩れによる住家等防災対策

## 【補助率】

- ① 災害の場合、70%（諸条件により、補助率が上乗せされます。（70%～100%））
  - ② 予防の場合、65%（諸条件により、補助率が上乗せされます。（70%～100%））
- ※補助申請・詳しい内容につきましては、お問い合わせ先までご連絡ください。

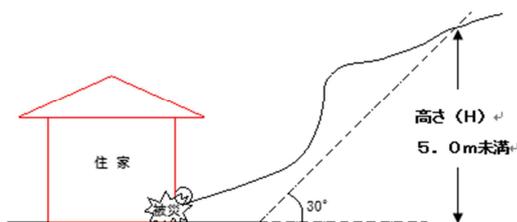
【対象事業費上限額】 500万円

## 【対象事業】

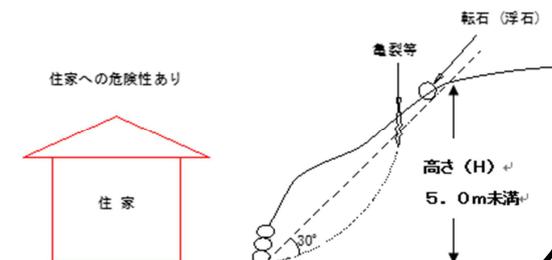
対象となる事業は、がけ崩れ等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に他制度の採択要件に満たない事業で、山腹工、擁壁その他がけ崩れを防止するために必要な工事

## 【採択基準】

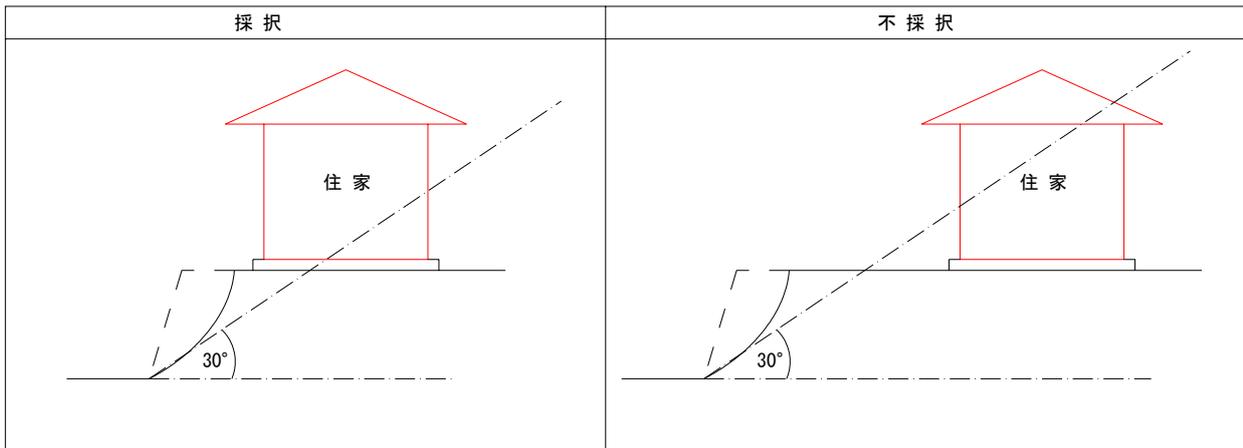
- ① 5.0m未満で傾斜角が30度以上の自然がけや人工の石積、擁壁等の構造物が、がけくずれ等により住家に被害があり、他の制度により措置を講ずることができない住家等が一户以上ある場合。**（災害）**



- ② 5.0m未満で傾斜角が30度以上の自然がけや人工の石積、擁壁等の構造物において、崩壊等の予兆現象があって住家に危険が予想される場合で、他の制度により措置を講ずることができない住家が一戸以上ある場合。**（予防）**

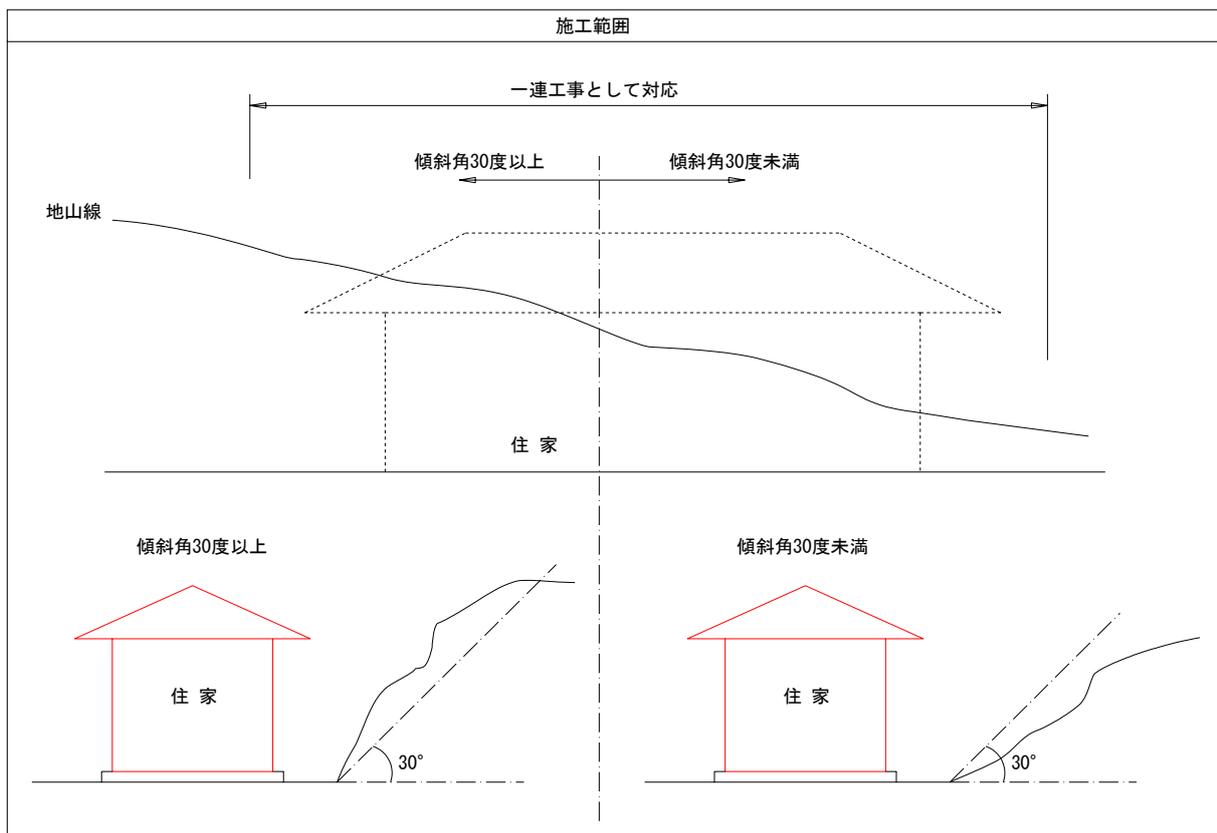


③ 住家の背面および、前面、側面も補助対象となるが、崩壊により住家に影響が予想される範囲とする。



**【対象範囲】**

住家の背面、前面、側面において、対象箇所の一部が傾斜角 30° 未満であっても、一連の区域として防災対策を行うことが必要と認められる範囲については施工することができる。



**【その他】**

- ① 住家と別棟で建てられている場合でも、住家と一連の宅地内であり日常的に使用する空間については対象となる。(対象例：風呂、便所、作業場等 非対象：倉庫、車庫等)
- ② 上記のほか、町長が町民の身体、生命、財産を守ることに必要と認めた箇所。

◆お問い合わせ先 建設課公共土木係 TEL 26-1113